

(第3期) 公立大学法人島根県立大学 一般事業主行動計画

教職員及び非常勤職員（日々雇用を除く。以下、「職員等」という。）が仕事と子育てを両立させることができ、職員等全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員等がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 職員等に妊娠、出産、子育てに関する諸制度の周知を徹底する。

<対策>

令和2年度～

- ・学内掲示板への掲載、採用時及び職員研修などの機会に周知する。

目標2 子どもの出生時における男性教職員の休暇取得を促進する。

<対策>

令和2年度～

- ・配偶者の出産休暇、配偶者の出産に伴う子の養育休暇等の制度を周知し、子どもの出生時における男性教職員の休暇取得に努める。

目標3 男性教職員の育児休業の取得を促進する。

<対策>

令和2年度～

- ・男性教職員も育児休業を取得できること等の制度周知を行い、男性教職員の育児休業の取得に努める。

目標4 職員の時間外労働縮減を図るための措置を講じる。

<対策>

令和2年度～

- ・一斉定時退勤日（ノー残業デー）の実施を推進する。
- ・時間外労働の実績について、学内の会議において定期的に報告する。
- ・業務執行の簡素化、効率化を進め、時間外労働の縮減を図る。

目標5 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

令和2年度～

- ・計画的な年次有給休暇の取得を促すとともに、夏季、年末年始などにおける長期休暇を取得しやすい職場環境の構築に努める。
- ・定期的に年次有給休暇の取得状況を確認する。

目標6 出産・育児休業からの復帰支援の充実を図る。

<対策>

令和2年度～

- ・出産・育児休業からの復帰支援の充実を図ることにより、取得に対する不安を軽減する。
- ・所属での業務の相互支援体制の構築など、男女ともに育児休業や子どもの出生時における休暇等を取得しやすい環境を整備する。